

◎市民葬は、亡くなられた方に礼をつくし、経費をかけずに葬儀を行うことができる制度で、費用の一部を市が負担します。

利用資格

市民葬は、以下の場合にご利用いただけます。

- (1) 亡くなられた方が蕨市に住所を有し、住民基本台帳に記録されており、その葬儀が蕨市、川口市、戸田市内及び板橋区内（板橋区においては戸田葬祭場のみ）において行われる場合。
- (2) 葬儀を行う方が蕨市に住所を有し、住民基本台帳に記録されており、その葬儀が蕨市内において行われる場合。

市民葬仕様・料金表

市民葬には、祭壇及び火葬、霊きゅう車の費用が含まれ、仕様により施主負担額が異なります。葬儀に係るその他の費用については、委託指定店にご確認ください。

※金額は、消費税を含まない本体価格です。火葬代には消費税はかかりません。

	仕様1	仕様2
祭壇	(5段) (4段) 135,000円	(3段) 50,000円
火葬等 火葬代(最上等) 容器代	72,000円(非課税) 無料	
霊きゅう車(普通)	14,160円	
市負担額	63,000円	100,000円

※仕様1では祭壇の種類をお選びいただけます。

※祭壇の付属品、木棺、内装具及び鯨幕、その他一般葬儀に必要なものは含まれます。

※火葬は、(株)戸田葬祭場を使用し、骨がめ、記名料、骨箱、覆及び風呂敷が附属しています。

※施主負担額は、消費税を含めた経費から市負担額を減じて得た額となります。

消費税は、祭壇及び霊きゅう車それぞれの本体価格に税率を乗じて算出します。

なお、端数は、祭壇が1円未満を切捨て、霊きゅう車は10円未満を切捨てします。

参考) 消費税 10%の場合 仕様1 173,070円 仕様2 42,570円

※写真、額縁、ドライアイス、印刷物（会葬礼状など）、盛菓子、火葬場までの自動車及び休憩料、その他お布施及び心付け等は含まれません。

※5歳以下の乳幼児の葬儀は、料金の2割引になります。

※神式及びキリスト教、その他の方式によって行う葬儀については、同程度の仕様にて行います。

市民葬祭式場

市民葬（仕様１）を利用する方は、市民葬祭式場を利用することができます。

通夜と告別式の２日間を150,000円以内で使用できます。（別途消費税がかかります。市民葬料金は含みません。）

通夜と告別式の２日間を使用できます。利用を希望する方は、市民葬委託指定店にご相談ください。

市民葬祭式場名	三学院極楽殿（蕨市北町３－２－４）	150,000円
	宝樹院会館（蕨市中央２－１０－１４）	130,000円

※三学院極楽殿の場合

葬祭式場（小）のほか、和室６畳２部屋を、僧侶及び遺族の控え室として使用することができます。

※宝樹院会館の場合

葬祭式場のほか、４.５畳を２部屋とホールを使用することができます。

※その他お清めの室料等につきましては、式場により取扱いが異なりますので別途ご確認ください。

◎亡くなられた方の世帯及び葬儀を行う方の世帯全員が市町村民税非課税の場合は、市が５万円を負担いたします。申請書類や必要書類等についてはお問い合わせください。

申 込 方 法

市民葬委託指定店に直接ご連絡ください。連絡する際は、**市民葬**とお申し付けください。

市民葬委託指定店

市民葬委託指定店は、下記のとおりです。（登録順）

指 定 店	住 所	電 話
伊 勢 長	蕨市北町２－１０－６	４４４－４４００
アルファクラブ武蔵野(株) 武蔵野さがみ典礼	蕨市中央６－１５－１７	４２０－５９４０
大森仏具店蕨川口葬祭	蕨市中央５－１１－１２	４４１－４２４２
(株) セレモニー	蕨市錦町２－１－１	０１２０－７６－７０００ ４３０－３０００

問い合わせ先 蕨市 福祉総務課 福祉総務係

電話 ０４８－４３３－７７５３